



議案第百三三号

三朝町課設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年十二月十五日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十六年拾月拾七日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

三朝町課設置条例の一部を改正する条例

三朝町課設置条例（昭和三十四年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「観光建設課」を「建設課」に改める。

観光商工課

附 則

この条例は、昭和五十七年一月一日から施行する。